

第2回 函館市自治基本条例策定検討委員会要旨

日 時 平成19年9月25日(水) 18:30~20:30

場 所 市役所本庁舎 8階第1会議室

1 開 会

2 函館市の行政運営と自治基本条例について

《資料により事務局から説明》

3 質疑・協議

(木下委員)

資料4頁の下段右側に条例の最高規範性であるがどのようなことか。

(事務局)

自治基本条例に関しては、理念、原則、制度などの行政全般の業務を網羅している総合的な条例ということで規範性が高いと表現した。

住民参加条例や理念条例については、それぞれに特化した条例ということであり、制度や仕組みが入っていないということで規範性が低いと表現をした。

(木下委員)

個別と一般ということか？

(事務局)

まちづくり条例でいうと住民参加条例や理念条例は、個別条例ではない。

(木下委員)

特定の事項について特化した条例とそうではない条例ということか。

(事務局)

そうです。

(木下委員)

規範性が高いというのは、自治基本条例に反する条例ができた場合に、それらを無効にするというものではないのか。

(事務局)

条例に上下の関係はないが、自治基本条例に市の理念や方向性が示されれば、それらに反する条例を作らないようにするなどの対応となると思われる。自治基本条例が、どの程度他の個別条例に反映されるかは現段階ではわからない。

自治基本条例の考え方に基づいて個別条例の制定、改正や行政運営を行っていくことになると考えている。

(木下委員)

自治基本条例に基づいて何か条例を定めるということがあるのか。

(横山委員長)

出てくると思う。

例えば、子ども、児童あるいは子育て支援などの内容が自治基本条例に盛り込まれた場合、自治基本条例を尊重しながら、より具体的な児童関係の個別の条例をつくるということもあり得る。条例にならなくても施策として反映することもあり得る。

(木下委員)

今ある条例では対応できないところを作るということであれば意味がある。

(横山委員長)

総合的、体系的にまちづくりを進めるために、基本的には今までの個別条例を参考にしながら、都市宣言なども踏まえたうえで、それにプラスアルファを加えて総合的、体系的な自治基本条例をつくる必要がある。自治基本条例に、例えば子育て支援が盛り込まれたら、さらにそれを発展させるための個別条例をつくろうとか函館市の施策に生かしていこうという取り組みになるかもしれない

(板本委員)

個別の議論に入ったら他都市の事例を挙げてもらおうと理解しやすくなる。

(事務局)

他都市の事例を用意する。

(木下委員)

一般的、総合的な施策についての自治基本条例を作るということは、情報公開とか従前の条例では対応できないから作るということなのか？

(横山委員長)

今まである条例をまちづくり全体に総合的、体系的に生かしていこうということになる。

従って、自治基本条例の中にまた情報公開や情報共有の項目を盛り込んでいかなければならない。

(木下委員)

盛り込んでどうなるのか。

(横山委員長)

盛り込んでそれを生かしていったときに、市民あるいは行政の側が、本当に情報共有がなされているのか、情報共有がうまくいっているかどうかを検討する動力になると思う。

(事務局)

地方分権法が施行され、地方交付税が減少していくなかで、止めざるを得ない市の事業も出てくるのが予想されるが、その場合の議論の透明性やルールを明確にしていく必要がある。

また、例えばゴミの分別化のように行政だけでなく、市と住民がいっしょに進めなければならないようなことなどに対応するための仕組みが必要になってくることから自治基本条例が必要になってくる。

(川田委員)

憲法と刑法の関係と同じように考えると、法律を勉強したことのある人はわからなくなる。

行政と市民に対するガイドラインであると考えられる。

行政と市民がいっしょに市の方向性を決めようというのが自治基本条例の発想、根本ではないか。

市民を巻き込んでどのようなプロセスで条例を作っていくかということであり、強制力を伴うものではない。

(木下委員)

条例の内容というよりは、作っていくプロセスが中心ということか。

(横山委員長)

プロセスも大事だが、できた後、例えば函館市に情報公開条例があるが、市民はそのことを知っているのか、どのくらい情報公開されているのか、決して十分なわけではない。

情報公開とか情報共有とかが、自治基本条例に盛り込まれて説明責任が入っていれば、財政が厳しく受益者負担を求めなければならない場合に、説明責任をしっかりとやらなくてはいけない。行政にとっては、説明責任という言葉が入ることによってまちづくりに対する姿勢が変わってくる。

(木下委員)

説明責任ということが、既存の条例には、書いてないということか。

(大江委員)

自治基本条例がどのくらい効いてくるのか、ということを皆さん注目しているが、やりようによってだいぶ違いがある。

市民憲章的なものから、過激にやるのであれば住民投票のシステムでやるとか、議論していくべきであり、議決されれば非常に拘束力の強いものになる。

今まで函館市で個別の条例をつくるたびに、このような市民参加や市民協働により原案を策定し、議会で議決された例があるのか。

(事務局)

男女共同参画推進条例は、審議会が作った案をパブリックコメントを経て、修正したものを議会に提案して決めた。文化芸術振興条例、交通安全条例も市民の皆さんの意見を聞きながらつくっている。

(大江委員)

それらの市民検討委員会の議事録や経過のわかる資料を提供願いたい。(事務局：了解)

(市居委員)

(資料で示している函館市の288の) 条例は全て有効なのか。

(事務局)

全て有効である。

(板本委員)

自治基本条例ができれば、288の個別の条例を見直すのか。

(横山委員長)

個人情報保護条例や情報公開条例など自治基本条例と密接につながる条例についてはあるかもしれないが、全部を見直すことにはならない。

(板本委員)

都市宣言は、自治基本条例と重なる部分が出てくるのか。

(横山委員長)

宣言を踏まえて、前文や総則に入れていくことになると思う。宣言を否定することにはならない、むしろ宣言を生かしていくということになる。

次回に、函館市の情報公開請求の状況を教えてほしい。(事務局：了解)

(敦賀委員)

小学生入学の子どもに町会として、お祝い金を支給したいが個人情報保護によって対象者を選定できない。

独居老人の孤独死についても、どんどん増えており町会として対応したいが、個人情報保護によ

って情報を得られない。

良い事をしようとするときに、情報をつかめないのが残念、良い方法はないか。

(丸藤委員)

まちづくりセンターに出入りする活動団体の情報を教えてほしいという問い合わせがあるが、活動団体に了解を得てから、教えているので非常に手間暇がかかっている。

ここでどうこうできる問題ではなく、たぶん法律の問題だと思う。

(横山委員長)

行政評価については、事務事業評価は、シゴトまるごとチェックとして実施しているが、政策評価と施策評価は、実施していないということか。

(事務局)

そのとおり。

(丸藤委員)

チェック表を代表的なものを2～3例として見せてほしい。(事務局：了解)

(横山委員長)

住民投票の制度を案件の都度に置く場合と、恒常的に置く場合がある。資料を提供してほしい。

(事務局：了解)

合併した町村の宣言は、検討する必要はないのか。

(事務局)

合併時点の協議で、市民憲章や市の木や花などを含めて函館市のものを引き継いでいくということで整理されている。

(横山委員長)

議論の中で合併町村の憲章などを資料として出してほしい。(事務局：了解)

(川田委員)

この委員会は、これまでの委員会のようなガス抜きの委員会でいいのか。

大和市では、検討委員が手弁当で、市の職員を敵に回すようなことをガンガンやっており、それで初めて市民が作った条例となる。

我々はどういうスタンスで委員会を進めていけばいいのか、どこまで作業をすればいいのか、最初にそこを決めたらどうか。その後、各論に入ったら良いのではないか。

(横山委員長)

私は、行政と検討委員会のキャッチボールをしながら進め、資料は主に行政の方から出してもらい、検討委員会の中ではしっかりと議論をし、場合によっては検討委員会と行政で合わない部分も出てくるだろうが、それはそれでしっかりと議論をするというなかたちで進めていきたいと考えている。

いくつかの市では、市民が手弁当で、行政からの資料もあまり入ってこないで、自分たちで資料収集を行いながら進め2～3年かけて作っていったケースもある。

ある市では、市民の委員会で素案を作ったが、行政との最後の段階で相当ぶつかって訂正している。

そのようなやり方が良いのか、それとも議論を進める中でキャッチボールをしてまとめていった方が良いのか。条例なので市の法制担当者との協議も必要となる。

私は、キャッチボールをしながら進めていきたいと考えている。

(川田委員)

最高規範としての自治基本条例の後ろ盾は、市民の合意以外にない。
課程が大事ということですが、今考えている進め方で担保するだけの市民の意識が醸成されるのか。

(横山委員長)

委員会として議論し、さらにワークショップやフォーラムを多様な市民参加の中で実施していけばよいのではないかと考えている。

事務局から資料をたくさんもらわなければ、進めていけないと思う。

(丸藤委員)

予算の問題があるのでできるかどうかかわからないが、早い時期に、先進事例の都市で委員として参加していた人などに話を聞いてみると参考になるのではないか。

(横山委員長)

予算も伴うので、事務局と相談する。(了解)

《今後の日程について確認事項》

- ・第3回検討委員会 10月9日 総合計画について、
- ・第4回検討委員会 10月24日 財政状況について
- ・第5回検討委員会 11月14日開催
- ・第6回検討委員会 11月27日開催
- ・第1回ワークショップ 11月28日開催
- ・12月と1月は1回ずつ開催

4 閉 会